

## 第10回 米国反トラスト法に関わる司法省の重要な方針の変更 —個人名の公表の制限

来月からは、インドネシア法務事情をお届けしたいと考えていますが、米国の法務事情で重要かと思われる情報が届きましたので、今回は、これをお伝えしたいと思います。

### 1. 米国の反トラスト法捜査と司法妨害罪

5月8日付けの日経新聞一面に「訴訟対応 競争力に直結」と題して、さる自動車部品製造会社が、部品の価格カルテルに関し司法省と司法取引に応じた件について記事が掲載され、その企業は、価格カルテルだけでなく捜査途中での司法妨害の罪をも認めていたこと、このような罪が米国では大変な重罪に該当すること、従って、企業はこのような場合の対応力を付けておく必要があることが述べられていました。

まさにこの記事が指摘するとおり、米国では、反トラスト法違反については、企業に多額の罰金が課せられ、関与した個人が現実の拘禁刑を受けるという大変厳しい罰が科せられるようになっています。

その捜査は、まずは、ドロップインというような、FBI捜査官が関与したことが疑われる個人の家に朝立ち寄るといった方法や、のちに述べるリーニエンシー等の利用により一定の容疑が証拠によって示される場合には、会社に「夜明けの捜索」(Dawn Raid)という強制捜査を行い、やはり、FBI捜査官が現れ、書類やコンピュータを全部引き上げていくといった捜査方法がとられています。突然、銃を持った捜査官が家にやってきた個人はパニックに陥ることも多く、その中で書類の破棄、虚偽の陳述などが起こりかねません。また、捜索において、電子メールの削除等の指示が時に起こってしまうのは、日本でも警察や検察の企業への強制捜査で見られることです。

しかし、日本ではこのようなメールの削除が証拠隠滅罪に問われることは少なく、つい削除の指示が為されるのですが、このような行為に対する処罰は米国ではずっと重いもので、反トラスト法違反についての個人への拘禁刑の最長が10年で有るのに対して、このような司法妨害の罪では最長20年の拘禁刑が法定されています。

### 2. 個人への厳罰化

私が、米国の反トラスト法違反捜査に対する防御側の弁護士としてこのような事件に関わり始めた1990年代の終わり頃、司法省は、90年代前半に導入したリーニエンシープログラムという、一番目にカルテルについて名乗り出た企業には完全な免責を与えるという方針を見直し、司法省がある程度の証拠を持っている段階でも、未だ訴訟で勝訴出来るだけの証拠を集めるに至っていない場合には、リーニエンシーの申立を受け付けるというように改定していました。その効果も有り、摘発案件は大幅に増加し、罰金額も相当に高額になっていました(それでも現在の数分の1だと思います)。しかし個人に対しては、これがいわゆるホワイトカラー犯罪であることも考慮され、ほとんど罰が科されることはありませんでした。このようなホワイトカラー犯罪に対する司法省の方針を大きく変えたのが、エンロン事

件だと言われています。これは証券諸法に関する犯罪ですが、その捜査の途中書類の破棄等が行われ、にも関わらず個人が罰せられなかったことに対して、司法省は非難を受けました。それに対応して、カルテル行為を含むホワイトカラー犯罪に対し、厳罰を課すべきだと考えるようになったのです。

このような個人への厳罰化は、米国外に居住する者に対しても行われるようになってきました。2007年のマリンホース事件では、司法省の担当官が、リーニエンシーを申し立てた会社の担当者であるかのように装って、このような外国居住者を米国に呼び寄せ、そこで逮捕したとも言われています。その中の日本の個人は2年間の拘禁刑を科されたそうです。公平、公正を旨とする司法省ですが、このようなおとり捜査は、米国では違法とはされていません。

### 3. カーブアウトの氏名公表の制限

カルテル行為に対する罰だけでなく、米国では司法取引が為されることが多く、カルテル行為をした会社がこのような司法取引をする場合には、その取引（有罪の合意）により、司法省は、保護されない数人（カーブアウトされる人と呼ばれます）を除くその他の個人はこの有罪の合意で保護され、同人らに対しては訴追しないことを約束します。そして、そのような企業との有罪の合意に従って裁判所に提訴すると、直ちにその合意した罰金額と共にカーブアウトされた人の名前を公表するという方針を一貫してとってきました。

しかし、このような個人、特に外国にいる個人が本当に提訴されるのか、また提訴されただけで有罪とはなっていない人の名前を公表することは、個人の人権を無視するものではないかとして、反トラスト法に関わる弁護士からは、幾度となくこのような方針を改めるよう申し入れが為されてきましたが、司法省は一貫して、カーブアウト段階での氏名公表の方針を変えませんでした。

しかし、新局長の下、本年4月12日のアナウンスメントで、同局長が、カーブアウト段階での氏名公表を差し控えるよう方針を変えることを発表しました。これにより、個人は司法取引をして有罪の合意をするまでは氏名公表されず、一定範囲でプライバシーが守られるようになりました。また、企業としても、司法取引に応じる決断がしやすくなったと考えられます。

この方針変更は、反トラスト法の執行を手加減するというより、より公正な方法で、さらに適切な執行を行うとの決意の表れとも評され歓迎されています。

筆者 弁護士法人 苗村法律事務所  
所長 弁護士 苗村博子

※無断での転載、複製、送信、翻訳・翻案、改変・追加などの一切の行為はご遠慮ください。